

第2編

水害、台風・竜巻等 風害等対策編

◆第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

全 部

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

1 職員の配備体制

(1) 配備体制の基準

災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、次の区分に基づき、活動体制を確立する。

配備区分	配備基準	活動内容等	備考
準備配備	<ul style="list-style-type: none"> 下野市に大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が発表されたときで、安全安心課長が必要と認めるとき 災害が発生するおそれがあり、安全安心課長が必要と認めるとき 	主に状況の把握と連絡活動を行える体制とし、状況に応じて警戒配備を速やかにとるための連絡体制を確立する。	—
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが強まったとき その他、副市長が必要と認めるとき 	市内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	災害警戒本部設置
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生したとき 大規模な災害が発生するおそれがあるとき その他、市長が必要と認めるとき 	警戒配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	災害対策本部設置
第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 気象に関する特別警報が発表されたとき 大規模な災害が発生したとき 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがあるとき その他、市長が必要と認めるとき 	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる体制とし、本部要員の全員をもって当たる。	

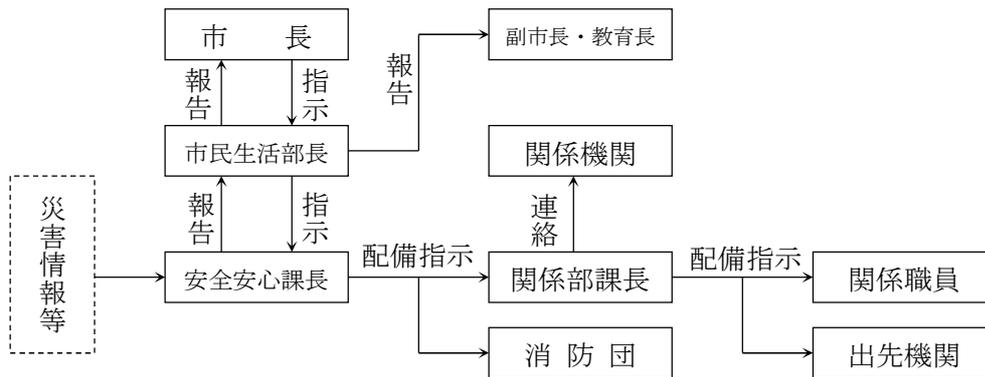
(2) 職員の動員

災害時において、配備の指示があった場合における各部課の動員規模は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、資料1-5に掲げる標準動員表による。

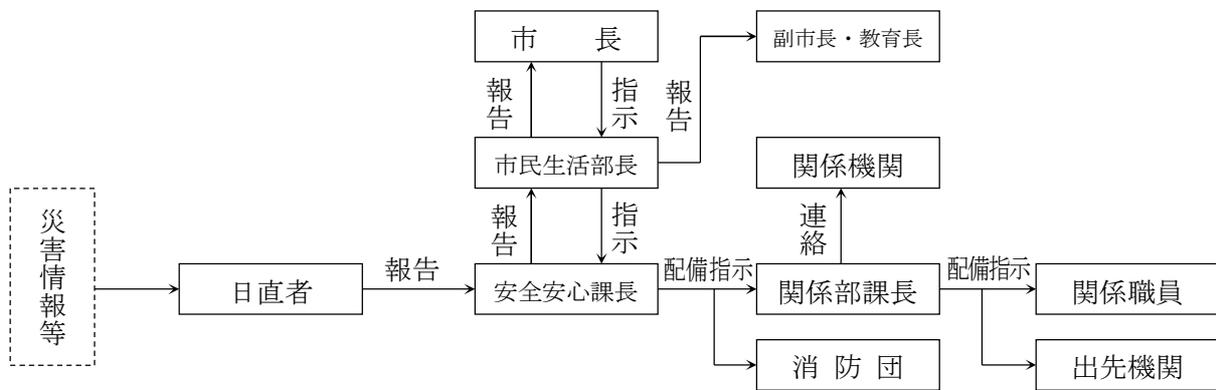
なお、各部課においては、配備体制ごとの配備職員を平素から確認・把握しておき、不慮の災害に備える。

(3) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(4) 連絡方法

ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、各部課長は、職員の招集について、あらかじめ電話その他の連絡方法を定め、職員に周知しておく。

イ 自主登庁

災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

2 準備配備体制の確立

(1) 配備の指示

準備配備の実施責任者は、安全安心課長とする。安全安心課長は、総合的に状況を判断し、配備基準に基づいた配備体制を指示する。

(2) 情報収集・警戒活動の実施

ア 安全安心課長は、気象情報、河川情報等を収集し、関係課に伝達する。

イ 関係課は、巡視等により、現地の情報を収集する。

ウ その他、各部課長は、それぞれの判断により、関係職員を集合又は待機させる。

(3) 配備の解除

気象予警報が解除され、災害の発生がないと認められる場合、又は警戒等の必要がないと認められる場合、安全安心課長は、準備配備を解除する。

3 下野市災害警戒本部の設置（警戒配備体制の確立）

(1) 災害警戒本部の設置基準

副市長は、総合的に状況を判断し、警戒配備の基準に基づき、下野市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(2) 警戒本部の組織

副市長を警戒本部長とし、市民生活部長を警戒副本部長とする。警戒本部の組織については、災害対策本部の組織体制に準ずるものとする。

(3) 警戒本部室の設置場所

警戒本部室は、下野市庁舎に置く。

(4) 警戒本部の活動

ア 安全安心課長は、気象情報、河川情報、各部課が収集する現地の状況及び活動状況等の情報等を取りまとめ、警戒本部長に報告するとともに、警戒本部長の指示を関係課に伝達する。

イ 警戒本部を設置した場合の各部課の事務分掌については、災害対策本部の体制に準ずるものとする。

(5) 警戒本部の解散

副市長は、次の基準により、警戒本部を解散する。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 予想される災害の危険性が解消したと認めるとき

4 下野市災害対策本部の設置（第1・第2非常配備体制の確立）

下野市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、市長は下野市災害対策本部条例（平成18年条例第18号）に基づき、下野市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。また、応援職員を確保し本部の職員体制を充実するため、本部設置時点で全職員にメール配信し、現状把握と今後の動きを予測した準備を促す。本部の資機材の配備も行う。

(1) 本部設置の基準

本部設置の基準は、次の各号に掲げる場合において、市長が必要と認めるときとする。

ア 市内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがある場合

イ 市内に大規模災害、火災、爆発事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合

ウ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合

(2) 解散の基準

市長は、次の基準により、本部を解散する。

ア 当該災害に係る応急対策がおおむね終了したとき。

イ 予想された災害に係る危険がなくなると認めるとき。

(3) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに関係機関に公表するとともに、庁内及び市民に対し、市防災情報システム、広報車、その他迅速的確な方法で周知するものとする。

(4) 市長の職務代理者の決定

市長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

なお、災害対策本部が設置される前においても、上記の順位を準用するものとする。

(5) 本部室の設置場所

本部室は、下野市庁舎に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、次の施設に本部室を設置するものとする。

名 称	所 在 地	電話番号
下野市保健福祉センター ゆうゆう館	下野市小金井789番地	43-1231

(6) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、「下野市災害対策本部」と表示した標識を市庁舎正面玄関に掲げるものとする。

イ 車両の標示

災害応急対策に使用する自動車には、その旨を車体等に標示するものとする。

ウ 服装等

災害応急対策に従事する職員は、状況により活動に適した服装を着用することとする。

また、その身分を明らかにするため、腕章を着用するものとする。

5 本部の組織（資料1-6参照）

(1) 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部付（教育長）

本部付は、本部長及び副本部長を補佐し、本部の運営に参加する。

(4) 本部員（各部長・議会事務局長・会計管理者・教育次長・社会福祉協議会事務局長・石橋消防署長・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属職員等を指揮監督する。

(5) 本部員会議

ア 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長、本部付及び本部員により構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部員会議の開催

- (ア) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部員会議を招集するものとする。
- (イ) 各部の部長は、本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を市民生活部長に申し出るものとする。
- (ウ) 本部員会議は、原則として本部室において開催するものとする。
- ウ 本部員会議の協議事項
 - (ア) 本部の配備体制に関すること。
 - (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
 - (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
 - (エ) その他災害対策に関する重要事項
- エ 協議事項の実施
 - (ア) 本部員は、本部員会議の決定事項について、速やかに所属の各班長に伝達・指示する。各班長に直接指示することができない場合は、各部本部連絡員を通じて行う。
 - (イ) 本部員は、本部員会議での決定事項について、他の関係対策部長と緊密な連携のもとに、迅速な実施を図る。
- オ 本部員会議の庶務等
 - (ア) 本部員会議の庶務は、市民生活部安全安心班が担当する。
 - (イ) 本部員会議の議事録作成は、市民生活部安全安心班が担当する。
- (6) 部・班

本部における部・班の組織は資料1-6のとおりとし、各部・班の事務分担については、資料1-7のとおりとする。
- (7) 本部連絡員
 - ア 本部員は、それぞれの所管部員のうちから本部連絡員を指名するものとする。
 - イ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部長に報告するとともに、本部長からの連絡事項を各部長及び各班長に伝達する。
 - ウ 本部連絡員は、本部員会議の決定事項の迅速・正確な伝達のため、本部員とともに本部員会議に同席するものとする。
- (8) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、災害応急対策活動の指揮を行う。

 - ア 現地本部の開設
 - (ア) 本部長は、前記(2)～(4)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
 - (イ) 現地本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。
 - イ 現地本部の責務
 - (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害

の拡大防止をする。

(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

6 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、市は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に基づき、次の6要素について定めておく。

- (1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2節 災害情報の収集・伝達

全 部

気象予警報、水防警報等を、市民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民の避難指示等の判断に必要な情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

1 情報収集・伝達体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達を迅速、適切に実施する。

また、必要に応じて国（国土交通省ほか）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

(1) 初動体制の確立

市は、あらかじめ定めてある初動マニュアルに基づき、勤務時間外等にあっても職員を迅速に市庁舎に参集させ、初動体制を確立する。

(2) 県防災行政ネットワークの活用

県防災行政ネットワークの気象情報配信システム等を活用し、気象予警報等を365日24時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

なお、気象予警報等の収集・伝達については、本章第1節「活動体制の確立」1(3)の伝達系統に従って行う。

(3) 携帯電話等の配備

本部員会議の構成員等に対し災害時における緊急通信の確保を図るとともに、各種防災情報を携帯電話向けにメールで配信する。

2 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市又は警察に通報する。

(2) 市、警察の処置

ア 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市は、被害状況を調査し、判明した情報を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

3 災害情報収集・伝達系統

(1) 防災気象情報の種類及び発表基準

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、災害の起こるおそれのある場合において、宇都宮地方気象台が防災関係機関並びに一般の注意・警戒を促すために発表する。その種類及び基準は次のとおりである。

ア 特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (参考 雨に関する下野市の50年に一度の値 (令和2年5月26日現在) 48時間降水量：329mm 3時間降水量：124mm 土壌雨量指数：209)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深(宇都宮) (令和2年10月29日現在) 50年に一度の積雪深：31cm(※) 既往最深積雪深：32cm)

〔注〕発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。なお、50年に一度の積雪深(※)については、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したものである。

イ 警報・注意報発表基準

警報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表する。	避難情報など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。
注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表する。	警報を行う必要性がごく近い将来予想される場合には、その旨を予告することがある。

(令和2年8月6日現在)
 (発表官署 宇都宮地方気象台)

下野市	府県予報区	栃木県		
	一次細分区域	南部		
	市町等をまとめた地域	南西部		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	17
		土砂災害	土壌雨量指数基準	—

	洪水	雨量基準	1 時間雨量80mm
		流域雨量指数基準	新川流域=14.1
		複合基準* ¹	姿川流域=(9、23.7)
		指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[石井(右)]、田川[東橋・明治橋]、思川[保橋・観晃橋]、姿川[淀橋・姿川橋]、黒川[府中橋・東雲橋]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	146
	洪水	流域雨量指数基準	新川流域=11.2
		複合基準* ¹	思川流域(9、37.1)、姿川流域(8、20.1)
		指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[石井(右)]、田川[東橋・明治橋]、姿川[淀橋・姿川橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があって日最高気温が6℃以上	
	低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下* ²	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110mm	

*¹ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

*² 冬期の気温は、宇都宮地方气象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス)の値。

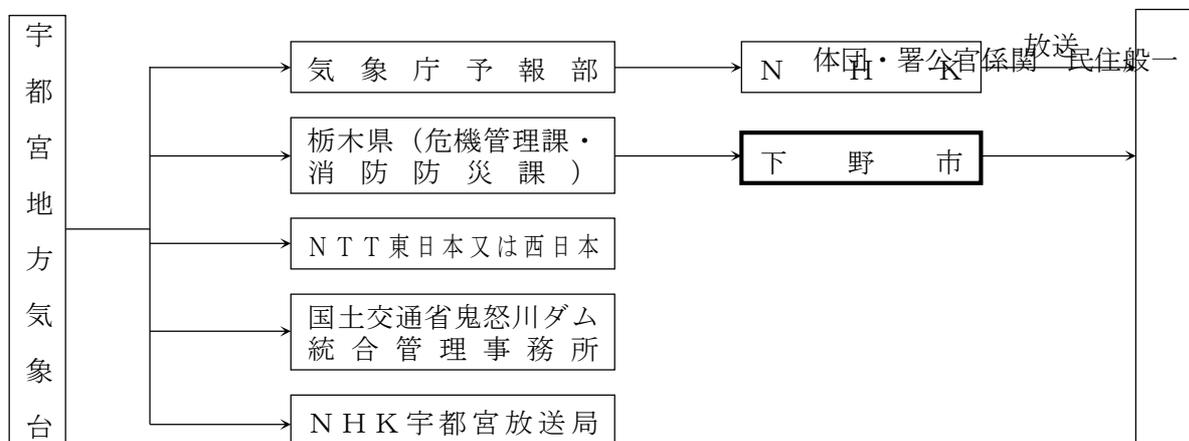
ウ その他主な防災気象情報

防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 (府県情報)	大雨・強風の可能性がある場合に、発表する総合的	台風など大規模で顕著な現象の場合は、2、3日前から発表するものもある

<p>〈大雨に関する情報／台風に関する情報 等〉</p>	<p>な気象情報。懸念される災害についての注意も喚起する。</p>	<p>ので、事前の対策に活用できる。台風が栃木県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。</p>
<p>竜巻注意情報</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表する。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観測と併せて利用する。</p>	<p>事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表されている。情報の有効期間（注意が必要な期間）は、発表してから1時間である。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページより「竜巻発生確度レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様には注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。</p>
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p>大雨警報発表中に土砂災害へのより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に発表する。</p>	<p>市長の防災活動や住民等への避難指示等の支援とともに住民の自主的避難の判断等にも利用できるよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。</p>
<p>記録的短時間大雨情報</p>	<p>数年に一度程度にしか発生しない、まれな大雨（1時間雨量110mm以上）となった場合に、時刻、場所、雨量を直ちに発表する。</p>	<p>大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生のおそれが高まっていることを周知する。</p>

(2) 気象予警報の伝達系統

気象注意報・警報の伝達系統は、次のとおりである。



(3) 指定河川の洪水予報

ア 国土交通大臣指定河川（鬼怒川）

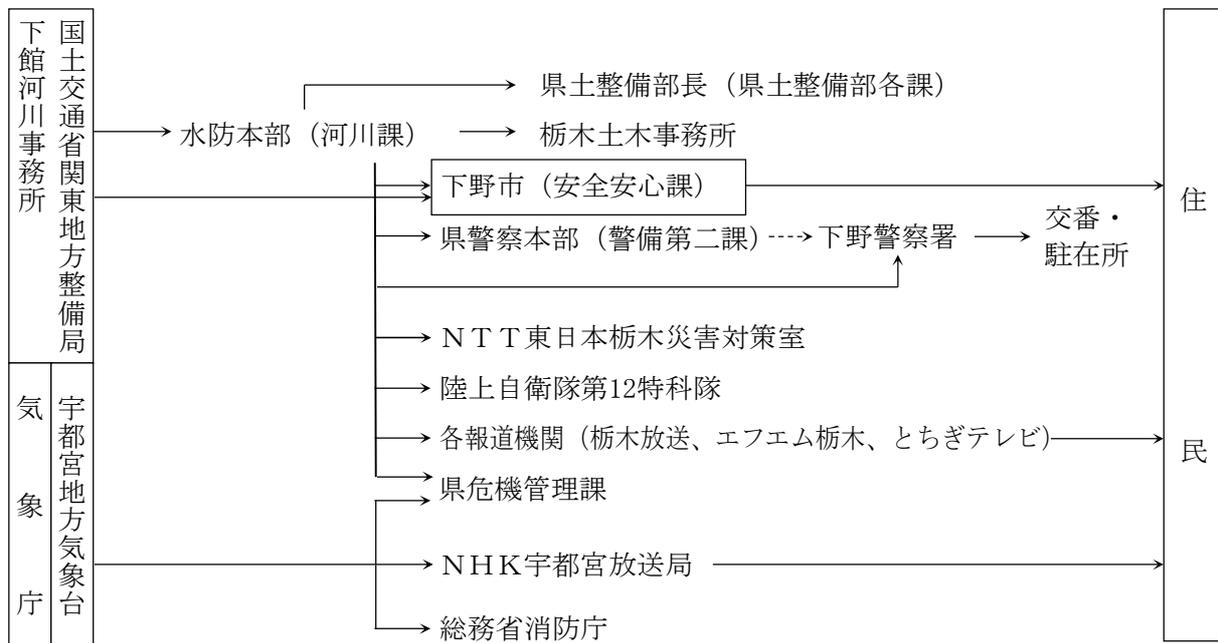
水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（鬼怒川）について、国土交通省関東地方整備局と気象庁とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位又は流量を示して発表する。

イ 栃木県知事指定河川（田川、思川、姿川、黒川）

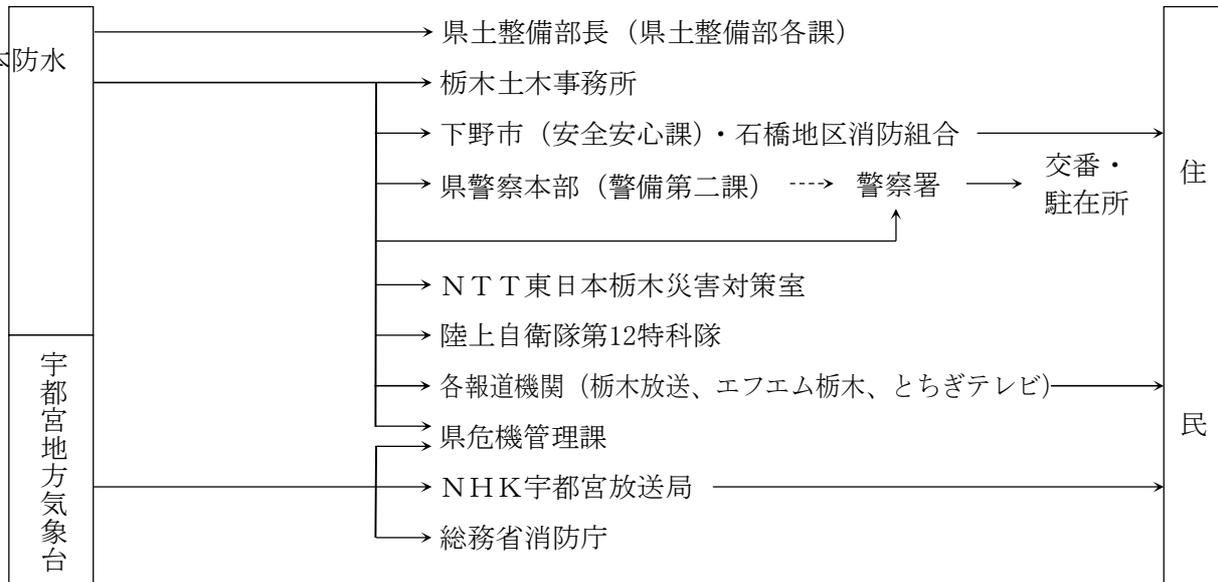
水防法、気象業務法に基づき、栃木県知事が定める河川（田川）について、県河川課と宇都宮地方气象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位又は流量を示して発表する。

指定河川の洪水予報等の伝達系統

○国土交通大臣の指定する河川（鬼怒川）



○栃木県知事の指定する河川（田川、思川、姿川、黒川）



洪水予報の種類及び発表基準

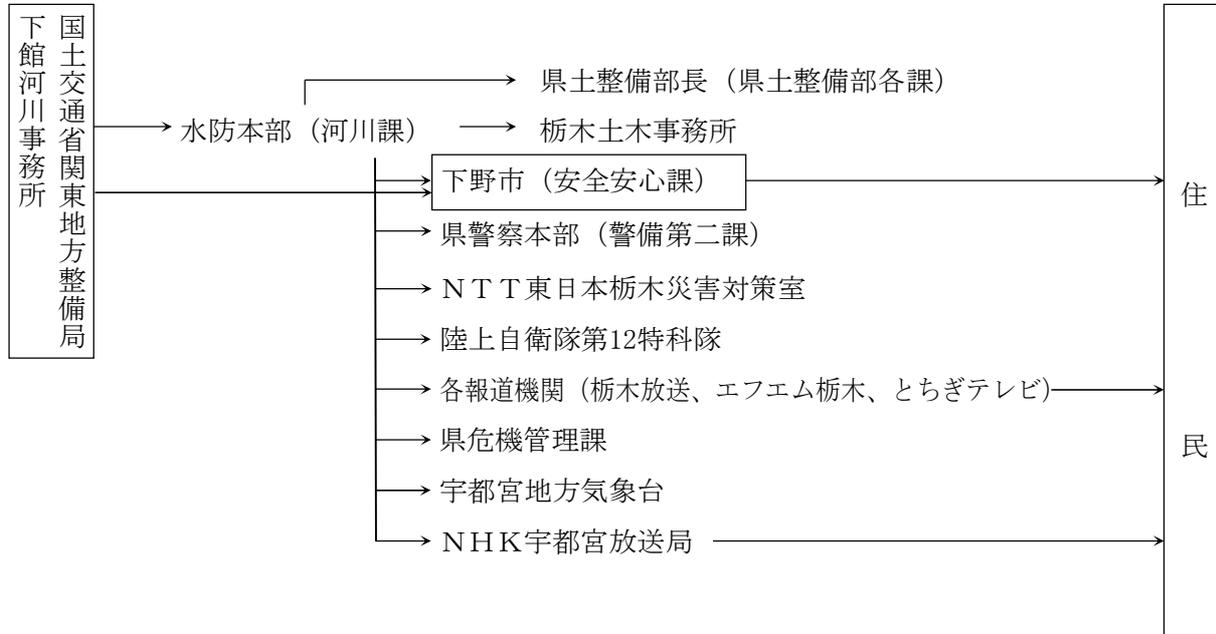
洪水の危険レベル	洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準
レベル2	洪水注意報 〔〇〇川氾濫注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
レベル3	洪水警報 〔〇〇川氾濫警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
レベル4	洪水警報 〔〇〇川氾濫危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。
レベル5	洪水警報 〔〇〇川氾濫発生情報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。

(4) 水防警報

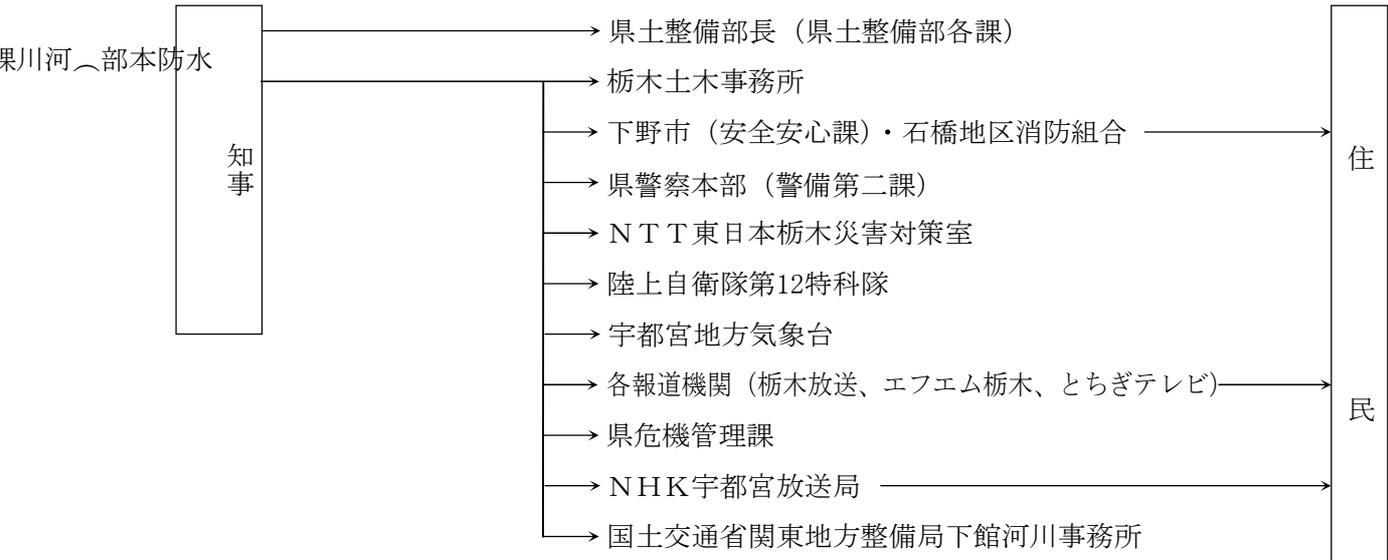
水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の優先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防を必要がある状況を発表する。

水防警報の伝達系統

○国土交通大臣の指定する河川（鬼怒川）



○知事の指定する河川（田川、思川、姿川、黒川）



水防警報の内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 または、水位、流量等其他河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害	水位、流量等其他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘し

情報	状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	の起こるおそれがあるとき。	て警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(5) 市における措置

ア 市は、県からの通報あるいはラジオ、テレビ放送等によって注意報、警報等を知ったときは、次の方法により、必要に応じて関係団体、市民に通知する。

- (ア) 防災情報伝達システム
- (イ) 広報車
- (ウ) 消防団、自治会長を通じた戸別伝達
- (エ) サイレン
- (オ) 市ホームページ
- (カ) メール配信

なお、特別警報が発表されたときは上記の伝達方法を含むあらゆる手段を用いて直ちに通知する。

イ 市は、警報等の発令に伴い、その対策を講じる必要があるときは、警報等の通知に併せて、防災資機材の準備に努める。

4 被害状況等の情報収集

(1) 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- ア 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- イ 降雨、降雪、河川水位の状況
- ウ 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- エ 建物、農地、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
- オ 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- カ 要配慮者利用施設の被害状況
(要配慮者利用施設) 児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
- キ 消防、水防等の応急措置の状況
- ク 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- ケ 衛生環境、疫病発生の状況、その救護措置の要否
- コ 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- サ その他法令に定めがある事項

(2) 市の情報収集

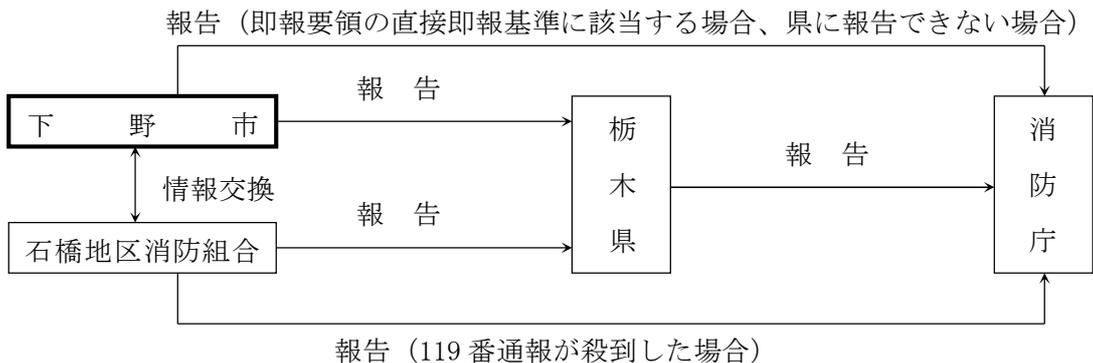
市は、災害時優先電話等の活用、職員の巡回、消防団、自主防災組織からの情報収集等により、災害発生直後の市内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県、防災関係機関に通報する。

5 情報の報告

- (1) 市、石橋地区消防組合は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。報告に際し、市は、石橋地区消防組合と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。
- (2) 災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。
- (3) 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。
- (4) 即報基準は、後掲の「即報基準一覧」のとおりである。
- (5) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

報 告 先

国の報告先	勤務時間内 (9:30~18:30) 消防庁 応急対策室	NTT回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-43425 FAX 発信特番-048-500-49033
	勤務時間外 消防庁宿直室	NTT回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49102 FAX 発信特番-048-500-90-49036
県の報告先	危機管理課	NTT回線 TEL 623-2136 FAX 623-2146 県防災行政ネットワーク TEL 発信特番-500-2136 FAX 発信特番-500-2146



即報基準一覧

○報告すべき火災・災害等を覚知したとき直ちに第1報を報告（判断に迷う場合は報告）⇒できるだけ早く、分かる範囲で構わない。

以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。

○直接即報基準（囲みの項目）にあてはまる火災・災害等を覚知したときは、県に対してだけでなく、消防庁に対しても直接第1報報告。

（要請があったときは以降も引き続き報告）

1 火災発生（おそれ含む）	<p>① 一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者3人以上発生 <input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生 <p>② 個別基準</p> <p>A 建物火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特定防火対象物で死者発生 <div style="display: flex; align-items: center;"> { <div style="margin-left: 5px;"> 例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障がい者施設等 </div> </div> <input type="checkbox"/> <u>ホテル、病院、映画館、百貨店での火災</u> <input type="checkbox"/> 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難 <input type="checkbox"/> 国指定重要文化財又は特定違反對象物 <input type="checkbox"/> 建物焼損延べ面積3,000㎡以上（推定） <input type="checkbox"/> 損害額1億円以上（推定） <input type="checkbox"/> 公の施設（官公署、学校、県営住宅等） <p>B 林野火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 焼損面積10ha以上（推定） <input type="checkbox"/> 空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請）又は実施 <input type="checkbox"/> 住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響度高 <input type="checkbox"/> 送電線・配電線が近距離 <p>C 交通機関の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>航空機</u> <input type="checkbox"/> <u>社会的影響度が高い船舶</u> <input type="checkbox"/> <u>トンネル内の車両</u> <input type="checkbox"/> <u>列車</u> <p>D その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特殊な原因、様態等消防上特に参考となるもの（例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災） <p>③ 社会的影響基準</p> <p>①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影</p>
---------------	---

	<p>響度高</p> <p>爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（含武力攻撃・緊急対処事態発展可能性有）</p>
<p>2 特定の事故発生（おそれ含む）</p>	<p>① 一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者3人以上発生 <input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生 <p>② 個別基準</p> <p>A 危険物等（危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生 <input type="checkbox"/> 負傷者5名以上発生 <input type="checkbox"/> 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生 <input type="checkbox"/> 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500m²程度以上の区域に影響有 <input type="checkbox"/> 500k1以上のタンクの火災、爆発又は漏洩 <input type="checkbox"/> 湖沼、河川への流出 <input type="checkbox"/> 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当 <ul style="list-style-type: none"> ▽ 湖沼・河川へ流出し、防除・回収等が必要 ▽ 500k1以上のタンクからの漏洩等 <input type="checkbox"/> 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故で次に該当 <ul style="list-style-type: none"> ▽ 火災 ▽ 漏洩 ▽ 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要 <p>B 原子力災害等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生 <input type="checkbox"/> 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩 <p>C その他特定の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高 <p>③ 社会的影響基準</p> <p>①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（不特定対数者出入建物での爆発異臭等）</p>

<p>3 救急・救助事故発生（おそれ含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者5人以上の救急事故 <input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故 <input type="checkbox"/> 要救助者5人以上の救助事故 <input type="checkbox"/> 覚知から救助完了までの所用時間5時間以上の救助事故 <input type="checkbox"/> その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。） <p>（例・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ▽ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ▽ バスの転落等による救急・救助事故 ▽ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ▽ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ▽ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高 <input type="checkbox"/> 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害 <input type="checkbox"/> 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態
---------------------------	--

4 災害発生（おそれ含む）	<p>① 一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用基準に合致 <input type="checkbox"/> 市町村が災害対策本部設置 <input type="checkbox"/> 2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生（例：台風・豪雨・豪雪） <p>② 個別基準</p> <p>A 地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 当該市町村の区域内で震度4以上 (震度5強以上) を記録した地震（被害の有無を問わず） <p>B 風水害</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 崖崩れ、地すべり、土石流等による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 河川の溢水、堤防の決壊等による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 台風・豪雨による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> <u>突風、竜巻等による※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 死者又は行方不明者の発生 <p>C 雪害</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 雪崩等による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生 <p>D 火山災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 噴火警報（火口周辺）発表後、入山規制又は通行規制等実施 <input type="checkbox"/> 火山の噴火による<u>※人的・住家被害</u> <input type="checkbox"/> 死者又は行方不明者の発生 <p>③ 社会的影響基準</p> <p>①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高</p>
---------------	---

※人的被害＝死者、負傷者、行方不明

住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

第3節 通信手段の確保対策

総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）

災害時に、迅速かつ的確に情報を伝達・報告するため、県防災行政ネットワークや関係機関の各種通信施設等を有効に利用して、通信の確保を図る。

1 情報通信手段の機能確保等

- (1) 市は、災害発生後、直ちに市防災情報伝達システム及びMCA無線等の情報通信手段の機能確認を行う。また、支障を生じた施設がある場合、その復旧を行うため、必要な要員を直ちに現場に配置する。
- (2) 市は、下野市庁舎と市内各地の防災拠点施設との通信手段を確保するため、有線電話のほかに、MCA無線の適正配置等に努める。

2 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関、警察等との通信は、栃木県防災行政ネットワークを活用して行う。

3 市災害対策用MCA無線

市本部からの指示伝達や災害現場から市本部への状況報告等、市本部内の情報伝達については、主としてMCA無線を活用する（MCA無線の概要及び利用方法等については、本編第1章第10節「情報・通信網の整備」を参照のこと。）。

4 公衆電気通信施設

災害時には電話が著しく集中し、かかりにくくなることが予想されるので、市は、「災害時優先電話」及び「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ設置し、災害時、電話がかかりにくい場合には、優先的に発信専用として利用する。

5 警察通信設備の優先利用

市は、他の通信手段が使用できない場合には、警察通信設備を利用する。

6 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、電波法第52条第1項第4号の規定による非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発受

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定に当たっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

(3) 依頼の方法

- ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。
- イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文は本文200字以内とする。
- ウ あて先は、住所、氏名（職名）を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。
- エ 本文の末尾に発信人名を記載する。
- オ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、市は、非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておくものとする。

市内、又は本市近辺にある栃木県非常通信用無線局は、次のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号
国土交通省宇都宮国道事務所国分寺出張所	下野市川中子3329-77	0285-44-1335
石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋246-1	0285-53-0509
下野警察署	下野市下古山2451-41	0285-52-0110

(5) 非常通信の経路

ア 市は、県庁（危機管理課）との有線電話等が不通となった場合、警察や消防、県出先機関等の中継して通信を行う。本市の主な発信依頼局は、次表のとおりである。

	発 信 依 頼 局	着 信 局	その他の発信依頼局
下 野 市	下 野 警 察 署	県 警 察 本 部	東京電力パワーグリッド (株)栃木南支社 国土交通省宇都宮国道事務所国分寺出張所
	石橋地区消防組合消防本部	県危機管理課	
	栃木土木事務所	県危機管理課	

イ 市は、発信依頼局までの有線電話等が不通の場合、返信の受領等のため連絡員を派遣しておく。

7 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

第4節 災害拡大防止活動

市民生活部（安全安心班） 建設
水道部（建設班・都市計画班）
消防部（消防班）

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、倒木等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 監視、警戒

(1) 市は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防本部と連携し、水防団員（消防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握に当たっては次の事項に留意し、「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

ア 警戒段階

- (ア) 降雨量等の気象情報
- (イ) 河川の水位、流量等の変化
- (ウ) 河川の災害危険箇所状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) その他災害の抑止に必要な事項

イ 災害発生初期

- (ア) 人的被害の発生状況
- (イ) 家屋等建物の被害状況
- (ウ) 河川等の氾濫、浸水の状況
- (エ) 避難の必要の有無、避難の状況
- (オ) 道路、交通機関の被害状況
- (カ) 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- (キ) 119番通報の殺到状況
- (ク) その他災害の応急対策活動に必要な事項

(2) 水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めるときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視に当たっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

ア 堤防の水があふれる状況

イ 堤防の亀裂、崩壊

ウ 水門、ひ門等の漏水、扉の締り具合

エ 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

2 浸水被害の拡大防止

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上

必要であると認めたときは、水防団（消防団）、消防本部に出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）、水防団（消防団）の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

(1) 水防団の非常配備

ア 市長が管下の水防団（消防団）に非常配備体制をとらせるための指令は、次の場合に発する。

- (ア) 市長が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防団の非常配備について、市長はあらかじめ水防計画を作成し、その体制を整備しておく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におく。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

(イ) 準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次による。

- a 水防団（消防団）長及び班長は所定の詰所へ集合
- b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所への団員の派遣及び水門等の開閉準備

(ウ) 出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位上昇が予想される時、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めたときは、直ちにあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階で出動を行うかは、市長が担当区域の危険度に適合するよう定める。

第1次出動	水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。
第2次出動	水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。
第3次出動	水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

(エ) 解除

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に低下した場合、又は氾濫注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、水防団長、水防団員（消防団員）、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 住民に対する避難の指示

市長は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

3 風倒木等対策

市は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、管理する道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

第5節 相互応援協力・応援、派遣要請

市民生活部（安全安心班） 消防部（消防班）

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、被災市区町村応援確保システム及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、「被災市区町村応援職員確保調整本部」及び県内他自治体等に対し迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

1 市町間の相互応援協力

市は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、市が応援要請を受けた場合は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市は、平成8（1996）年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」に基づき、災害が発生した際において、応急措置を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

(2) 近隣市町等との相互応援協定

市及び石橋地区消防組合は、近隣市町等と「石橋地区消防相互応援協定」を締結している。市及び石橋地区消防組合は、災害時には協定に基づき応援を要請する。

(3) 県への応援要請

市は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

2 県の応援協力

県は、市からの応援要請に応じて、又は市からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

3 県と県内市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

4 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん

(1) 市は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期する。

(2) 市は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由

- イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

5 自衛隊派遣要請

(1) 派遣要請

市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し、その旨依頼する。

(2) 事務手続

市民生活部（安全安心班）において次により行う。

ア 要請窓口

(ア) 県

担 当 課	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政ネットワーク
危機管理課	宇都宮市埴田1-1-20	(028) 623-2136 (夜間可)	特番-500-2136

(イ) 陸上自衛隊第12特科隊

担 当 科	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政ネットワーク
第 3 科	宇都宮市茂原1-5-45	(028) 653-1551 (内線235～239)	特番-702-02～05

イ 災害派遣要請の依頼方法

市長は、県（県民生活部）に対して派遣に必要な事項を所定の様式をもって依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、取りあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとる。

なお、特に緊急を要し、かつ知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知する。この場合、速やかに県（県民生活部）にその旨を通知する。

(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。

4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たる。 （消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舎のあっせん

市は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
 - (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
 - (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (5) 災害派遣部隊の撤収要請
- 市長は、災害救援活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議のうえ、知事に対して撤収要請を依頼する。

6 消防本部、警察との連携強化

災害応急対策活動に当たって、迅速、的確に救出・救助活動が行えるよう、消防本部、警察との連絡の徹底など災害時の連携を強化する。

7 関係機関との連携

- (1) 災害によりライフラインに被害が生じた場合には、市民生活に多大な影響を被るため、市は、ライフラインの迅速な復旧が図れるよう、ライフライン関係機関との連携に努める。
- (2) 通行止め箇所等に関する情報の把握・引継ぎを行うため、県、土木事務所、警察及び建設業組合等との連絡システムを強化するとともに、行動計画を確認する。

第6節 災害救助法の適用

市民生活部（安全安心班） 健康
福祉部（社会福祉班）

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、救助を実施することを決定する。市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数（本市は80世帯）以上のとき。（1号基準）

イ 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上（本市は40世帯）で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）

ウ 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）

エ 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ、当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）

（ア）当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

（イ）被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

ア 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ、当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

（ア）当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

（ウ）被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

<災害救助法適用基準一覧表>

市町村の人口（直近の国勢調査の人口）	滅失世帯数
5,000人未満	30世帯以上

5,000人以上	15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上	30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上	50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上	100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上	300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上		150世帯以上

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

※ 令和2年国勢調査による下野市の人口は59,479人(速報値)である。

2 被害の認定基準

被害の認定は、法適用の判断の基礎材料となるばかりでなく、救助の実施に当たりその種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであり、認定に当たっては、次表の認定基準により適正に行う。

種 別	内 容
① 住 家	現実とその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物とは限らない。炊事場、浴場又は便所が別であつたり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は合わせ1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることは要せず、土蔵、小屋等であっても、現実には人が居住しているときは住家に入れる。
② 世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従つて、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、会社又は学生の寮等は、共同生活を営んでいるものとして全体を1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実状を勘案し個々の生活実態に基づき判断する。
③ 死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
④ 行方不明者	当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
⑤ 負 傷 (重 傷) (軽 傷)	「負傷」とは、災害のため負傷し医師の治療を受ける必要のあるものをいう。このうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのものをいう。

⑥ 全壊（焼） 流失	「全壊（焼）」、「流失」とは住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のことをいう。
⑦ 半壊（焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のことをいう。
⑧ 床上浸水	前記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態のことをいう。
⑨ 床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のことをいう。
⑩ 一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のことをいう。

(注)

- (1) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (2) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対し、被害状況について報告を求める。市は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。
 - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 市は、関係機関と連絡を密にし、情報の調査に当たっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

- (4) 県は、必要に応じて職員を派遣し、市の行う被害状況の調査に応援、協力、立会い等を行う。
- (5) 住家の被害認定に当たっては、専門的・技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 県は、市から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行う。
- (7) 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、知事及び市長は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

(救助の種類)

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 遺体の搜索
- (13) 遺体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送

5 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、県及び市は、次により救助を実施する。

- (1) 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、次の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を市長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。

ア 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。

イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び収容、炊出しその他による食

品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 市は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

第7節 避難対策

市民生活部（安全安心班・市民班） 健康福祉部（健康増進班）
消防部（消防班）

災害時における人的被害を軽減するため、市は、県、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

更に、必要に応じて、被災した市民の広域一時滞在に係る措置を行う。

1 実施体制

市長は、高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）及び警戒区域の設定を行う。また、緊急な支援が必要と判断した場合、県へ応援を要請する。

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難指示等を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知する。

また、市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

2 避難指示等

(1) 避難指示等の種類（後掲別紙参照）

市長は、災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民等に対して避難のための指示を行い、速やかに知事に報告する。

また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市長は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表する。

(2) 避難指示等及び緊急安全確保の発令

避難指示等は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」（資料9-3）に基づき、気象予警報、降水量、河川の水位及び周囲の状況等から判断し、必要な範囲の住民に対して行う。

市長は、災害対策基本法に基づく避難について、国、県からの情報、助言を活用し、また、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択し、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難指示等を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

市長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

ア 高齢者等避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払

い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

イ 避難指示

避難のための立退きを指示する。災害が発生するおそれが高い状況等であることを踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた避難を指示する。

ウ 緊急安全確保

災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で、命を守るための最善の行動を指示する。

(3) 避難指示等及び緊急安全確保の内容

市長は、次の事項を明示して避難指示等及び緊急安全確保の発令を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める。)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(避難に備え自らの避難行動を確認する。)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル4	災害が発生するおそれが高い状況等となっており、危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保 ※可能な範囲で発令

(4) 避難指示等の実施者

区分	実施者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条第2項)	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難の指示	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事 (災害対策基本法第60条第6項)	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 (災害対策基本法第61条第1項)	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
	自衛官 (自衛隊法第94条第1項)	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる
緊急安全確保	市長 (災害対策基本法第60条第6項)	屋内での退避等の安全確保措置の指示	立ち退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき
	知事 (災害対策基本法第60条第6項)	屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき

	警 察 官 (警察官職務執行法第4条)	屋内での退避等の安全確保措置の指示	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき
--	------------------------	-------------------	--------------------------------

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難指示等の違い

避難指示等は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

ア 警戒区域の設定の種類は、次の表のとおりである。

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(ア)	市 長 (災害対策基本法第63条第1項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(イ)	水防団長、水防団員、消防職員 (水防法第21条第1項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(ウ)	消防吏員、消防団員 (消防法第28条第1項、第36条)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
(エ)	警 察 官 (災害対策基本法第63条第2項 他)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(ア)～(ウ)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(オ)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (災害対策基本法第63条第3項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(ア)、(エ)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

イ 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

4 避難指示等の周知・誘導

(1) 高齢者等避難

市は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

(2) 住民への周知

避難指示等の実施は、住民に対し、次の方法で迅速かつ確実に伝達する。特に避難行動要支援者等に対しては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実に伝達する。

ア 避難指示等の伝達方法

- (ア) 防災情報伝達システム
- (イ) サイレンの吹鳴、打鐘
- (ウ) 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達
- (エ) 広報車による伝達

イ 避難行動要支援者等の安否確認及び避難誘導

- (ア) 災害が発生した際は、民生委員、自治会長、消防団の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の安否を速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。
- (イ) 避難誘導する際には、避難行動要支援者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車いす等の活用を図る。
- (ウ) 避難行動要支援者以外の社会福祉施設や医療機関等の利用者等要配慮者についても、当該施設の管理者等を通じて安否確認を行うとともに、必要な救助・避難支援を行う。

ウ 避難に際しての注意事項

- (ア) 火の元、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切って避難すること。
- (イ) 安全に避難することを第一の目的とし、過重な物品の携行はしないこと。
 - a 食料、水、タオル、ちり紙、最小限の着替え、肌着、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行
 - b 非常食などには、できるだけ水を必要としないレトルト食品や缶詰を用意
 - c 身分証の類の携行
- (ウ) 服装は、動きやすいものとする。
 - a 軍手、丈夫な靴、長袖、長ズボン、帽子（できればヘルメット、防災頭巾）の着用
 - b 必要に応じ防寒具、雨具の用意

(3) 県への報告

市は、避難の指示を実施したとき又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

(4) 避難の誘導

ア 住民の誘導

避難の方法としては、消防団、自主防災組織の協力の下、できるだけ集団避難を行う。

イ 徒歩帰宅者の誘導

市は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

(5) 案内標識の設置

市は、避難所等を明示する案内標識を設置し、また、夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう対策を講ずる。

5 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

ア 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所を開設する。

イ 市は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設を行う（資料9-1）。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

ウ 市は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

エ 避難行動要支援者や一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設け、収容するとともに、必要に応じ介護等の支援機能を備えた「要配慮者専用避難所（福祉避難所）」へ二次避難させる。

オ 福祉避難所は、資料9-2に掲げるとおりとするが、必要に応じ「民間福祉避難所」の開設を検討する。

カ 市は、避難所を開設したときは、本編第2章第22節「広報活動」に定めるところにより、直ちに被災者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し、保護する。

キ 市は、開設している避難所については、リスト化に努める。

ク 市は、避難所ごとに避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

ケ 市は、避難所を開設又は移転したときは、ただちに次の事項を県に報告する。

(ア) 避難所開設の日時、場所

(イ) 収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) その他必要事項

(2) 避難所の運営

ア 市は、開設した避難所に次のとおり職員を派遣・常駐させ、施設管理者等の協力を得て、避難所を運営する。

(ア) 避難所開設時においては、当該施設の所管課職員を担当とする。

(イ) (ア)の職員が不足する場合には、市民生活部市民班において調整し、職員を派遣する。

(ウ) 避難が長期化する場合には、市民生活部市民班において、本部内における避難所運営職員のローテーション体制を組む。この場合、運営業務に係る職員間の引継ぎに当たっては、必ず所要事項を文書に明記して行う。

イ 市は、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。

ウ 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。

エ 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

オ 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

カ 市は、下野警察署と十分連携を図り、消防団、自主防災組織の協力を得て、避難所の巡回警備を行う。

キ 避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に応じた仮設トイレを設置する。

ク 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

ケ 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）ほか）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。

コ 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させるよう努める。

サ 市は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市庁舎と避難所との連携体制を確立する。

シ 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

6 要配慮者への生活支援

(1) 要配慮者への日常生活支援

市は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

(2) 被災児童等への対策

市は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受け入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、健康福祉部健康増進班により開設する相談所及び避難所等において、医師によるメンタルヘルスケアを実施する。

(3) 外国人への対策

市は、被災した市内在住外国人に対して、県及び(公財)栃木県国際交流協会等との連携の下、生活再建や安全確保等に関する適切な指導、助言を行うほか、必要に応じて災害多言語支援センターマニュアルに基づき、災害多言語支援センターを設置・運営を行う。

7 こころのケア対策

市は、県の支援を得て、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

8 避難所外避難者への支援

近年の大規模災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

(1) 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

(2) 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

9 帰宅困難者対策

第3編第2章第6節「避難対策」の「5 帰宅困難者対策」に準じて行う。

10 市民の広域避難等

(1) 災害の規模又は避難所の状況により、市のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、市長は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料2-2）により、県内他市町に応援を要請する。

(2) 災害が大規模になり、県域を越えた避難・収容が必要と認められる場合、市は、県に他の都道府県及び国への応援要請を依頼する。

11 県外避難者の受入

第3編第2章第6節「避難対策」の「6 県外避難者の受入」に準じて行う。

12 被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努める。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

- (1) 対 象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。

(2) 内 容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。

避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

(3) 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受け入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- ア 賃金職員等雇上費
- イ 消耗器材費
- ウ 建物の使用謝金
- エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- オ 光熱水費
- カ 仮設便所等の設置費

(4) 期 間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

別紙 避難情報		
避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき ○近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての対象地域の居住者等が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき ○近隣で浸水が拡大したとき ○排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての対象地域の居住者等は、計画された避難所等への避難行動を速やかに開始
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○すでに災害が発生しているとき ○災害が切迫している状況で安全に立退き避難することが難しいとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ただちに身の安全を確保する行動をとる

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

第8節 広域一時滞在対策

市民生活部（安全安心班・市民班）

水害、台風・竜巻等風害により被災した市民の生命・身体を保護するため、被災した市民の居住の場所を市域外に確保する必要があるときは、県、防災関係機関と連携して、広域一時滞在に係る措置を行う。

1 制度概要

市は、市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した市民の受入れについて、他の市町に協議することができる。また、市が被災市町から協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

なお、市は、県と協議を行い、被災した市民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

2 県内市町における一時滞在

(1) 市が被災した場合の実施事項

ア 市は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このとき、あらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

イ 市は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

(ア) 協議先市町からの通知の内容の公示

(イ) 内閣府令で定める者への通知

(ウ) 県への報告

ウ 市は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

(ア) 協議先市町への通知

(イ) 内閣府令で定める者への通知

(ウ) 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

(エ) 県への報告

(2) 市が協議を受けた場合の実施事項

ア 被災した市町（以下「被災市町」という。）から(1)アの協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供しなければならない。

- (ア) 自らも被災していること
 - (イ) 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
 - (ウ) 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - (エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- イ 市は、アの正当な理由がある場合を除き、市域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- ウ 市は、イの決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- エ 市は、被災市町から(1)ウ(ア)に記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

3 県外における一時滞在

(1) 市が被災した場合の実施事項

- ア 市は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- イ 市は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
- (ア) 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
 - (イ) 内閣府令で定める者への通知
- ウ 市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
- (ア) 県への報告
 - (イ) 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - (ウ) 内閣府令で定める者への通知

(2) 県の実施事項

- ア 県は、「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援統括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。
- イ 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。

ウ 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 他都道府県からの協議

(1) 県の実施事項

ア 県は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求める。

イ 県は、市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受け入れ、協議元の都道府県に通知しなければならない。

ウ 県は、被災住民を受け入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

(2) 市が協議を受けた場合の実施事項

ア 市は、県から(1)アの協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて2(2)アに例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供しなければならない。

イ 市は、アの正当な理由がある場合を除き、市域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

ウ 市は、イの決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。

エ 市は、(1)ウの県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 費用負担

(1) 原則

被災した地方公共団体が負担する。

(2) 災害救助法適用時

ア 広域一時滞在実施時

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

イ 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第9節 救急・救助活動

市民生活部（安全安心班） 健康
福祉部（健康増進班） 消防部
（消防班）

災害により被災した者に対し、市は県、警察、消防本部、自衛隊、地域住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

1 自主防災組織等地域住民の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護に当たる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護に当たる。

(3) 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施に当たっては、消防本部等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 市、石橋地区消防組合の活動

市、消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

(1) 救助活動の実施

ア 災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

イ 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに応援協定等に基づき近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

(2) 救急活動の実施

ア 市は、直ちに小山地区医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護に当たる。

イ 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

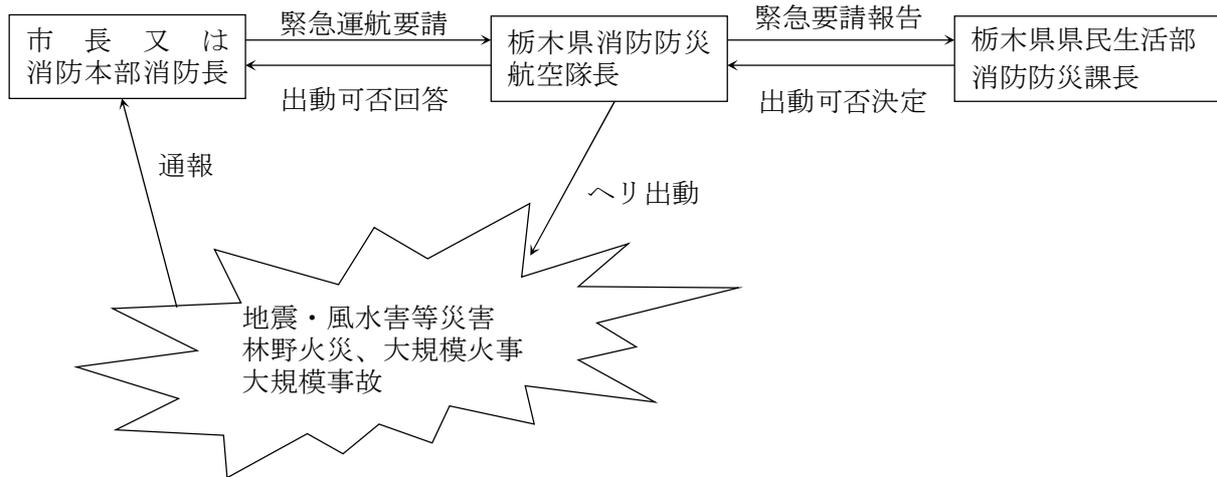
ウ 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送す

る。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

3 県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

市長又は石橋地区消防組合消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



4 飛行場外離着陸場等の確保

市は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等（資料7-1）を確保し、安全対策を図る。また、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

5 消防相互応援等

(1) 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

(ア) 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

(イ) 第二次応援体制

一つの消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県（県民生活部）及び代表消防機関に応援要請する。

② 応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

イ その他の協定

アによるほか、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア 要請手続

(ア) 被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案のうえ、国に対し応援要請を行う。

- a 災害発生日時
- b 災害発生場所
- c 災害の種別・状況
- d 人的・物的被害の状況
- e 応援要請日時
- f 必要応援部隊数
- g 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- h 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- i 指揮体制及び無線運用体制
- j その他の情報（必要資機材、装備等）

※h～jについては、決定次第報告を行う。

(イ) 被災市町は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う。

(ウ) 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災市町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

イ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

(1) 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

(2) 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- ア 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき
- イ 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき
- ウ 災害の発生が継続しているとき

第10節 医療救護活動

健康福祉部（健康増進班）

災害発生時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

1 実施機関

被災者に対する医療助産の計画の策定と実施は、市長が行う。

2 実施体制

市は、災害の状況により小山地区医師会に出動を要請し、健康福祉部の職員とともに救護班を編成して応急医療を実施する。

また、市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

3 関係機関の活動

(1) 関係機関・団体の実施すべき業務

市をはじめ、県、日本赤十字社栃木県支部、医師会、警察等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

なお、市内では自治医科大学附属病院が災害拠点病院に指定されており、1班以上の救護班を編成することになっている。

また、県と県医師会との協定により、小山地区医師会は11班の救護班を編成する。

(2) 指令及び通報

災害時における医療活動に当たっての的確な指令、通報を行うため、関係機関・団体の事務担当者は、事前に通信先、通信方法を確認しておく。

4 救護所の設置

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関の一部及び助産所を充てる。

5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び医療機器類は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料2-2）に基づき他市町から調達し、あるいは県に要請して確保する。

6 災害救助法による実施基準

(1) 災害救助法による医療救護の基準

ア 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

イ 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。

ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(ア) 診察

(イ) 薬剤、治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療、施術

(エ) 病院、診療所への収容

(オ) 看護

ウ 費用の限度

(ア) 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。

(イ) 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。

(ウ) 施術者による場合は、協定料金の額以内。

エ 期間

災害発生の日から14日以内とする。

(2) 災害救助法による助産の基準（資料11-1）

ア 対象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

イ 内容

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前、分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ウ 費用の限度

救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、その地域の慣行料金の100分の80以内とする。

エ 期間

分娩した日から7日以内とする。

第11節 緊急輸送活動

総務部（契約検査班） 建設水道部（建設班）

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を确实、迅速に輸送するため、市は、県、防災関係機関と連携して、災害時の緊急輸送対策を実施する。

1 実施体制

災害時における輸送及び配車等総合調整は、市長の指示により総務部契約検査班が行う。

また、市で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。

2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

時 期	対 象
第1段階 救出救命期	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ウ 市、国、県等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 避難救援期	ア 第1段階の続行 イ 食料、水等、生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3段階 応急対策期・復旧復興期	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) ヘリコプターによる輸送
- (4) 人力等による輸送

4 輸送手段の確保

(1) 自動車による輸送

道路が通行不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

ア 庁用車両の活用

(ア) 災害時における庁用車両の集中管理、自動車の確保及び配備は、総務部契約検査班が行う。

(イ) 各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは、総務部に依頼し、総務部は稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

イ その他の車両の確保

各部からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部は直ちに市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 応援の要請

(ア) 相互応援協定に基づく確保

市は、車両等が不足する場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(資料2-1)に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。

(イ) 県への調達あっせん依頼

市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんに依頼する。

- a 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量(重量)
- b 車両等の種類、台数
- c 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- d 集結場所、日時
- e その他必要事項

(2) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送ができないとき、又は大量の物資、資材等を輸送する場合等で、列車による輸送が適当であるときは、県を通じて東日本旅客鉄道(株)に協力を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

(4) 賃金職員等による輸送

(1)～(3)による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行うものとする。輸送のための要員の確保は、本章第19節「労務供給対策」によるものとする。

5 災害時における緊急通行車両の確認手続

公安委員会は、災害時における応急措置を行うため、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限できる。

このため、市は、緊急輸送を行う場合には、「緊急通行車両確認申出書」を県又は下野警察署に提出し、緊急車両であることの確認（証明書及び標章の交付）を受ける。

なお、公安委員会の行う緊急通行車両に係る確認手続について、適切な運用を図るため、事前届出することができる。

6 緊急輸送道路の確保

県は、あらかじめ緊急輸送道路を指定している。

災害が発生した場合には、市は、道路管理者である宇都宮国道事務所国分寺出張所や栃木土木事務所に対して市内の県指定緊急輸送道路の啓開を要請するとともに、県指定緊急輸送道路と市の防災拠点（市庁舎、指定避難所、離着陸場等、救援物資集積所等）とを結ぶ道路など重要な市道を優先して啓開する。

市道の啓開は、建設水道部建設班が実施するものとするが、必要により市内建設業者等の協力を得て速やかに実施する。

7 輸送体制の確保

市は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

(1) 救援物資集積所の指定

救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、公共施設等の中から救援物資集積所を指定し、確保する。

(2) 離着陸場等の確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、離着陸場等を確保する。（資料7-1）

8 災害救助法による輸送基準（資料12-1）

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

(1) 対象

- ア 被災者の避難のための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者の救出のための輸送
- エ 飲料水の供給のための輸送
- オ 遺体の捜索のための輸送
- カ 遺体の処理のための輸送
- キ 救援用物資の整理配分のための輸送

(2) 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

各救助の実施が認められる期間。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の 調達・供給活動

総務部（総務人事班・契約検査班・
税務班） 市民生活部（安全安心
班） 健康福祉部（社会福祉班）
産業振興部（農政班・商工観光
班） 建設水道部（水道班）

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、市は、県、他市町、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

1 基本方針

(1) 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 季節への配慮

市は、被災者等への支援に当たり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、時宜を得た物資の調達に留意する。

(3) 要配慮者への配慮

市は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

2 給食

(1) 供給の対象

市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- ア 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者
- イ ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- ウ 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

(2) 食料の調達、供給

ア 備蓄物資の放出

市は、市の備蓄物資で不足する場合は、石橋地区消防組合で備蓄している物資の放出を要請する。

イ 食料の調達

(ア) 米穀

a 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の供給を依頼する。

b 市内の米穀販売業者に対し、米穀の調達について協力を要請する。

(イ) 乾パン及び生パン

食料販売業者、製パン業者及び商工会に対し、乾パン及び生パンの調達について協力を要請する。

(ウ) 副食、調味料等

商工会及び食料販売業者に対し、副食、調味料等の調達について協力を要請する。

(エ) 協定に基づく調達

市は、「災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定」等（資料2-5～2-7）により百貨店、生協等の民間流通業者と災害時における食料、生活必需品、飲料水等の供給の応援体制を整備している。

市は、災害時には協定に基づいて必要量の食料を調達し、被災者に供給する。

ウ 調達時の留意事項

(ア) 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かなものなど）。

(イ) 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

エ 食料集積所の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を指定するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、総務部税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期する。

(3) 災害救助法による実施基準（資料11-1）

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

ア 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

(ア) 避難所に避難している者

(イ) 住家に被害を受け現に炊事のできない者

(ウ) 災害により現に炊事のできない者

イ 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

(ア) 食料の確保

食料の確保については(2)に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

(イ) 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団、市内女性団体等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

ウ 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。）。

- (ア) 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）
- (イ) 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）
- (ウ) 燃料費（品目、数量について制限はない）
- (エ) 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

エ 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊出しその他による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

3 給 水

(1) 供給の対象

市は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日当たり3ℓを基準とする応急給水を行う。

(2) 飲料水等の確保対策

ア 飲料水

- (ア) 市は、飲料水の確保を行うとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
- (イ) 市は、応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努める。
- (ウ) プール等の管理者は、災害の発生に備えてプールに常時貯えておいた水を放出する。
- (エ) 市は、災害の発生に備え、整備・管理されている災害用浄水機により給水を行う。
- (オ) 市は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料2-2）に基づき、他の水道事業者等に対して飲料水の供給を要請する。

イ 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保及び供給に努める。

(3) 給水活動

災害により水道水の使用不能の場合が生じたときは、建設水道部長は、おおむね次により処置する。

ア 給水所の設置

上水道の破損については、直ちに応急修理を施し、適当な場所に応急給水所を設置し、給水を行う。

イ 運搬給水の実施

上記の応急給水所に対する飲料水の補給又は機動給水のために、市が所有する給水タンク車を活用して避難所等への運搬給水を併せて行う。

ウ 給水用車両・資機材の確保

給水用車両が不足する場合には、総務部契約検査班に対して緊急配車計画による配車を受け、給水用資機材にあつては市の手持品を優先的に使用する。不足のときは、応援協定に基づく他市町への協力要請又は一般からの借り上げにより確保する。

エ 県への応援要請

給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて県に対して応援要請を行う。

(4) 給水時の留意事項

ア 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

イ 避難行動要支援者への配慮

一人暮らし高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、避難行動要支援者に配慮した給水活動を行う。

(5) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

ア 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

4 生活必需品等の供給

(1) 供給の対象

市は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

(2) 生活必需品等の確保

市は、災害発生により生活必需品等を得られない者のために、当該物資の調達等を行い、これらの物資を供給する。

ア 備蓄物資の供給

市は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、市で備蓄している毛布等を供給するほか、石橋地区消防組合で備蓄している生活必需品の供給を要請するとともに、日本赤十字社栃木県支部に対して毛布など備蓄物資の供給を依頼する。

イ 市内販売業者等からの調達

市は、商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

ウ 応援協定に基づく調達

ア、イでも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町から必要な物資の供給を要請する。（資料 2-2）

エ 県への応援要請

大規模な災害等により他市町からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に備蓄物資の放出等を要請する。

(3) 調達時の留意点

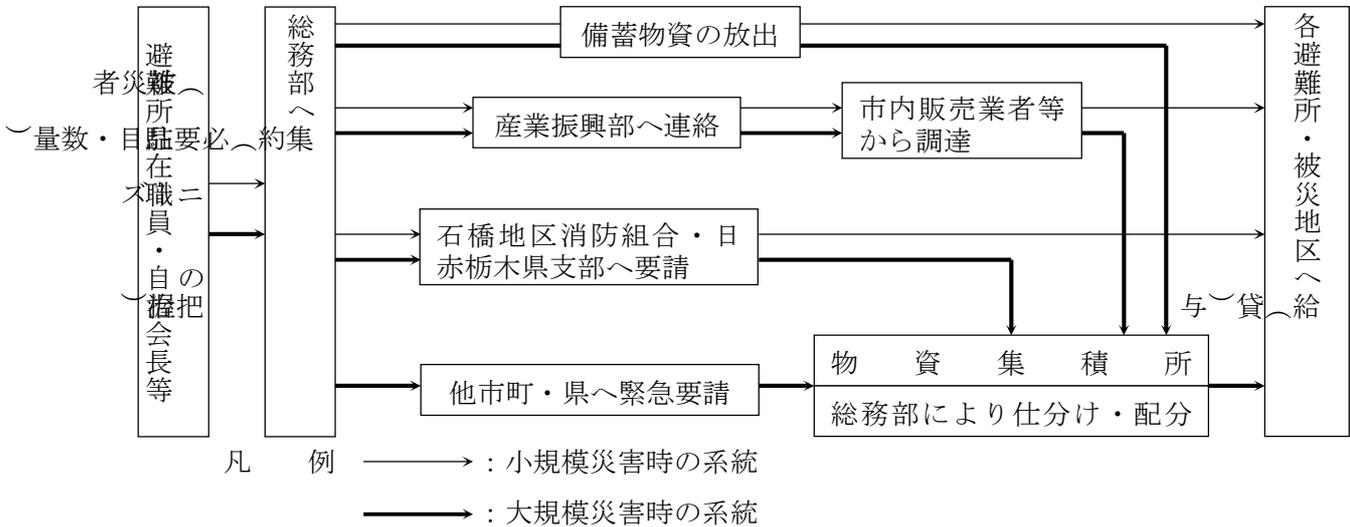
- ア 被災者ニーズをできるだけ正確に把握し（必要品目・量）、重複等しないようにする。
- イ 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ウ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

(4) 救援物資の集積所

県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を指定するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、総務部税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期する。



(5) 救援物資の被災者への提供等

ア 救援物資は、市、社会福祉協議会、ボランティア団体の連携・協力により、次のとおり被災者に提供する。

(ア) 避難所：避難所運営職員の指示により、避難者自身で運営する避難所自治組織の協力を得て行う。

(イ) 被災地区：自治会長の指示により、自主防災組織、住民の協力を得て行う。

イ 市は、被災者に対して、市のリサイクル用品の情報提供を行う。

(6) 燃料の確保

プロパンガス、灯油等の確保について、市は、地域の販売業者の供給可能数量の把握に努め、販売業者に協力を要請する。

(7) 災害救助法による実施基準（資料11-1）

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

ア 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

イ 内容

(ア) 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ・寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- ・被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- ・身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ・炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ・食器（茶碗、皿、箸等）
- ・日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等）
- ・光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- ・要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

(イ) 支給方法

物資の確保は、原則として県が行う。

なお、県が確保した物資については、本市までの輸送は原則として県が行うが、被災者への支給は、市が実施する。

ウ 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

エ 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、交通・通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第13節 農地・農業用施設等応急復旧活動

産業振興部（農政班）

市、農地・農業用施設の管理者は、気象、水象情報の把握により、農地、農道、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には、関係機関と連携して農作物や各施設の被害状況の把握、応急復旧対策を速やかに実施する。

1 警報の伝達

市は、県から気象警報等の発表を受けたときは、電話等により速やかに施設管理者、関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

2 農作物応急対策**(1) 災害対策技術の指導**

農作物の被害を最小限に食い止めるため、下都賀農業振興事務所等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

(2) 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、下都賀農業振興事務所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努める。

(3) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

3 農業用施設等**(1) 施設の点検・監視等**

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(2) 災害応急復旧対策

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

ア 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所に報告する。

イ 応急対策の実施

(ア) 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

- a 発災後の降雨の状況等により、主要な構造物に被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

b 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、下野警察署に通報して通行禁止等の措置を講じる。

c 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

(イ) 市は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、県等関係機関と連携のうえ、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

(3) 農業共同利用施設

農業共同利用施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

ア 被害状況の把握、報告

施設管理者は、農業共同利用施設の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所に報告する。

イ 復旧対策の実施協力

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、速やかに災害復旧を図るよう県に協力する。

第14節 保健衛生活動

市民生活部（市民班・環境班）
健康福祉部（健康増進班） 産業
振興部（農政班）

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため、市は関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する。

1 感染症対策

(1) 実施体制

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 実施方法

ア 市は、保健センター等を拠点として、県南健康福祉センター等と連携し、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、小山地区医師会の協力を得て、県の組織に準じた組織を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

イ 市だけでは対応が困難である場合、県（健康福祉部）に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に応援要請を行う。

2 食品衛生の確保

県の指示に基づき、災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題を排除することによって安全で衛生的な食品を供給し、事故の発生を未然に防止する。

(1) 食品衛生の確保、監視班の派遣要請

市長は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、被災者に対する安全で衛生的な食品の供給を行う。

また、状況により、県に対して食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

(2) 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのちらし配布などにより衛生指導を行う。

ア 手洗いの励行

イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

オ 使い捨て食器の使用、アルコール消毒薬による器具の消毒

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(3) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

県や食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼働状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて指導の徹底を行う。

(4) 被災地営業施設の監視指導

県は、営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

ア 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

イ 施設、機械、器具の洗浄消毒

ウ 使用水の現場検査

エ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

オ 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

3 栄養指導対策

市は、県及び関係団体の指導・協力を得て、避難場所等での巡回指導・相談、支援等を行う。

(1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談・指導の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談・指導を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、あわせて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

4 保健対策

(1) 健康調査、健康相談

市は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら、必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、被災者のメンタルヘルスケアの対応を実施する。

5 資器材の備蓄、調達

(1) 防疫・保健衛生用資器材の備蓄対策

- ア 防疫活動が円滑に行えるよう、必要とする資器材の円滑な供給を確保するため、あらかじめ取扱業者の協力を得て供給備蓄体制を整えておく。
- イ 大規模な災害発生時等における防疫活動に対応するため、消毒に使用する簡易噴霧器を備えておく。

(2) 調達計画

ア 市内業者からの調達

災害発生後、速やかに市保有の防疫・保健衛生用資器材を使用して防疫活動を行うが、不足する場合は、市内取扱い業者から調達する。

イ 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫・保健衛生用資器材等が確保できない場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、協定締結市町から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあつせんを要請する。

6 遺体取扱対策

(1) 遺体の捜索

ア 市の実施対策

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して捜索する。

市だけでは対応が困難である場合、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

イ 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

(ア) 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

(イ) 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

(ウ) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 遺体の処置、収容及び検案（検視）

ア 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

イ 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）に当たっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮する。

- (ア) 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。
- (イ) 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。
- (ウ) 捜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

ウ 災害救助法による実施基準（資料11-1）

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

(ア) 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、(3)の対策のとおり）を行うことができない場合に
行うものであること。

(イ) 内容

- a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- b 遺体の一時保存
- c 検案

(ウ) 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

- a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。
- b 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。
 - (a) 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額
 - (b) 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内
- c 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(エ) 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができ

ないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(3) 遺体の埋葬等

ア 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の応急的な埋葬を行う。

市で対応が困難な場合、県に対して広域的な火葬が行われるよう調整を要請する。

イ 埋葬の実施方法

- (ア) 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- (イ) 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における「市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。
- (ウ) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- (エ) 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。

ウ 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

(ア) 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬を対象とする。

(イ) 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

- a 棺（付属品を含む。）
- b 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- c 骨つぼ及び骨箱

(ウ) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(エ) 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

- a 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬（費用は栃木県負担）する。
- b 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、aに準じて実施する。

7 動物取扱対策

(1) 動物保護管理対策

ア 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、市は、県及び獣医師会等関係機関と連携し、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

イ 実施方法

- (ア) 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- (イ) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- (ウ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- (エ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- (オ) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- (カ) 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 死亡獣畜の処理

ア 実施体制

被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として市が行う。また、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合は、県と協力して適切な措置を実施する。

イ 実施方法

- (ア) 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- (イ) 死亡獣畜の処理に当たっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。
 - a 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理
 - b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

ウ 処理方法

(ア) 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

(イ) 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。(約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第15節 障害物等除去活動

市、県、道路・河川等の管理者、防災関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物を除去し、被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図る。

1 住居内障害物の除去

(1) 家屋等の障害物の除去

市は、市民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するが、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

(2) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

ア 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

イ 内容

作業員、技術者等を動員して除去する。

ウ 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。

エ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 河川の障害物の除去

(1) 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者（市長）が実施する。

(2) 実施方法

河川管理者、水防管理者が適切な判断を行い、速やかに行う。

3 道路の障害物の除去

(1) 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は業者委託の活用等によ

り、速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

(2) 実施方法

市は、道路上の障害物の状況を調査し、市道については速やかに路上障害物を除去するとともに、国道・県道については直ちに当該道路管理者に通報して除去を要請する。

なお、除去作業は、道路の緊急度に応じて実施する。

4 障害物集積所の確保

障害物の除去に当たっては、関係機関と連携して、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。

第16節 廃棄物処理活動

市民生活部（環境班）
建設水道部（下水道班）

市は、被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関と連携し、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

1 災害廃棄物の処理

(1) 体制整備・情報収集

市等は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

(2) 発生量及び処理可能量の推計

市は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

(3) 住民等への周知

市は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

(4) 仮置場の設置・運営

市は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

(5) 収集運搬

市は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

(6) 処分・再資源化

市は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理に当たっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

(7) 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、市自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬

及び処分を行う。

2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ

(1) 体制整備・情報収集

市は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

(2) 発生量及び処理可能量の推計

市は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

(3) 住民等への周知

市は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県と情報を共有する。

(4) 収集運搬

市は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

(5) 処分・再資源化

市は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

(1) 仮置場

水が引くと、被災住民が一齐に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設に当たっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

(2) 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

(3) 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

(4) 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

第17節 文教施設等応急対策

教育部 (全班)

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講じる。

1 校長等の応急措置

校長等は、あらかじめ定めている学校安全計画、危機管理マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- (1) 児童・生徒、教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- (2) 災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
- (3) 市教育委員会と連携し、臨時休業、始(終)業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など、児童・生徒の安全確保に努める。

2 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

ア 市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急教育実施の予定場所の選定について対策を立てる。

災 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
市内大部分について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

イ 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能(1週間以上)による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

(2) 教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

ア 欠員者の少ない場合は学校内で調整する。

イ 被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ、教育の正常化に努める。

ウ 被災の状況がひどく、ア、イによることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教職員の確保を図る。

3 防災拠点としての役割

避難所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

4 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配布する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が発動された場合の学用品の給与は、市長が行う。災害救助法による学用品給与の基準は、次のとおりである（資料11-1）。

(1) 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) 給与の品目

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(4) 給与の期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

5 文化財の保護

(1) 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちに被害状況を市教育委員会へ通報する。

市教育委員会は、被害状況を速やかに県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

(2) 災害状況の調査、復旧対策

市教育委員会は、災害発生の場合、文化財の被害状況の把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し、復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する。

6 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等を行うなどの応急措置をとる。

7 社会教育施設における応急対策

(1) 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し、市教育委員会に報告する。

第18節 住宅応急対策

総務部（税務班） 建設水道部
（都市計画班）

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者のために、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急処理を行い、居住の安定を図る。

1 実施体制

(1) 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

また、市は、県及び関係団体と協力し、民間賃貸住宅に関する情報を被災者に提供する。

(2) 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げることにより供給する。

2 公営住宅等の一時供給

(1) 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- ア 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- イ 居住する住家がないこと
- ウ 自己の資力では住宅を確保することができないこと

(2) 供給する公営住宅等の確保

- ア 市は、既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。
- イ 市内で確保できない場合、県は市の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを行う。

3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う（資料11-1）。なお、供給に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

(1) 対象

上記2に掲げる対象に同じ。

(2) 建設による応急仮設住宅の供給

- ア 設置予定場所

市において決定する。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告する。

イ 住宅の規模及び構造

1戸当たり29.7㎡を基準とし、県において構造を定める。

ウ 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(4) 期 間

ア 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

イ 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う（資料12-1）。

(1) 対 象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 内 容

原則として、県が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する協定」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

(3) 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(4) 期 間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

(1) 対 象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

(2) 内 容

市は、県及び関係団体と連携し、民間賃貸住宅の空き家情報を被災者に提供する。

第19節 労務供給対策

総務部（総務人事班）

災害応急対策を実施するに当たって労力的に不足する場合、特殊な作業のため技術的な労力が必要となった場合における要員の確保計画について定め、労務供給の万全を図る。

1 要員の確保

(1) 確保配分担当

要員の確保、配分は、総務部が行う。

(2) 庁内での要員調整

ア 応急対策計画を行う各部は、労働者等が必要な場合には、次の事項を明らかにし、総務部に労働力供給の要請を行う。

(ア) 作業内容

(イ) 所要人数

(ウ) 作業期間

(エ) その他必要な事項

イ 総務部は、労働力供給の円滑な運営を図るため、各部の所要人員を把握し、直ちに庁内の調整・確保を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ適切な配分に努めるものとする。

(3) 要員の確保が困難な場合の対応

ア 市は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

(ア) 相互応援協定等に基づく他の市町に対する応援要請

(イ) 県への要員確保依頼

(ウ) 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

イ 市は、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。

2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

市、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市又は県が行う（資料12-1）。

(1) 対 象

次に掲げる活動に要する労働者で、市が雇用する者。

ア 被災者の避難

- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救援用物資の整理配分
- ク 炊出しその他による食品の給与

(2) 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

前項の各救助の実施が認められる期間。ただし、アについては1日程度。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に厚生労働大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第20節 公共施設等応急対策

総務部（財政班） 市民生活部
（安全安心班） 建設水道部
（建設班・水道班・下水道班）

道路、鉄道、上下水道、電力・ガス施設、その他の公共施設の被害の未然防止又は軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

1 道路施設

災害により道路及び橋りょう等が被災することにより、道路交通が阻害されることは、災害時における住民の避難、緊急物資の輸送等の応急対策活動に重大な影響を与えるため、市は次の対策を迅速に行い、道路交通の確保に万全を期す。

(1) 被害情報の収集

市は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により被害情報の収集に努める。

ア 道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。

イ 市は、宇都宮国道事務所国分寺出張所、栃木土木事務所、下野警察署など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織（自治会）等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

ウ 必要に応じて県に消防防災ヘリコプター等の活用を要請し、被害情報収集の迅速化を図る。

(2) 被災状況の伝達

ア 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況等を県に報告するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 市は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対してその情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、下野警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じてう回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計

画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

エ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

道路情報板等により、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、う回路等の情報を迅速かつ的確に利用者へ提供するよう努める。

2 鉄道施設

J R 東日本は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

(1) 事故発生情報、被害情報の伝達

J R 東日本は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

(2) 応急対策

ア 合同対策調整会議

大規模な鉄道事故災害が発生した場合は、現地において J R 東日本、監督官庁（国土交通省）、警察、消防、県、市等が連携して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。

イ J R 東日本の対策

J R 東日本は、事故対策マニュアル等により、応急措置や関係機関への通報等を行う。

ウ 市の対策

(ア) 現地における応急的医療施設、収容施設等の設置、管理

(イ) 死傷者の捜索、救出、搬出、災害現場の警戒、関係機関の実施する搬送等の調整

(ウ) 遺体の処理

エ 消防本部

(ア) 消火活動及び警戒活動

(イ) 警戒区域の設定

(ウ) 負傷者の救出、救護

(エ) 負傷者の医療機関への搬送

(オ) 遺体の収容

3 上水道施設

市は、災害発生に対し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

(1) 施設の整備、復旧対策資機材等の確保

常に施設の改善整備を図るとともに、主要整備機器、主要管路の資機材備蓄により資機材等の確保を図る。

なお、あらかじめ関係業者に復旧資機材等の優先調達の要請をしておく。

(2) 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

(3) 送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に各ポンプ場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、石橋地区消防組合に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(4) 広 報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で市民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を市民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(5) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めるときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

4 下水道施設

市は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

(1) 被害状況の情報収集

災害が発生した場合は、早急に下水道施設の点検を行い、被害状況の情報収集に努める。

(2) 広 報

被害状況の内容に応じて関係機関への連絡、市民への広報に努める。

(3) 応急復旧

二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

(4) 復旧計画の策定

処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きよ等の態様の違いに配慮し、次の事項に配慮して復旧計画を策定する。

ア 応急復旧の緊急度、工法の検討

イ 復旧資材、作業員の確保

ウ 技術者の確保

エ 復旧財源の措置

5 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。市は、市民への広報等により、東京電力パワーグリッド(株)の対策に協力する。

6 都市ガス施設

北日本ガス(株)は、栃木県都市ガス協会の各事業者の区域内ガス供給施設に被害が生じた場合、他ガス事業者と相互に協力し、被害を最小限に食い止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図るものとする。市は、市民への広報等により、北日本ガス(株)の対策に協力する。

第21節 危険物施設等応急対策

市民生活部 (安全安心班) 消防部
(消防班)

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、市は、関係機関と連携し、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、本編第4章第3節「放射性物質・危険物等事故対策」の規定に準ずる。

第22節 広報活動

総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）

市は、災害時に県や防災関係機関と相互に連携して、市民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、社会的混乱を防ぐ。

1 正確な情報の収集

市民への広報活動を行うに当たって、市は、県防災行政ネットワーク等を活用して、県、消防、警察等の防災関係機関から気象情報や災害情報、ライフラインの被災状況等の正確な情報の収集に努める。

2 広報活動内容

(1) 市民への広報内容

市は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、コについては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

ア 災害の規模、被害の状況に関する事項

イ 避難指示に関する事項

ウ 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項

エ 医療救護活動に関する事項

オ 交通規制等に関する事項

カ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項

キ 保健衛生に関する事項

ク 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項

ケ 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項

コ 被災者の安否に関する情報

サ ボランティア・義援物資の受入れに関する事項

シ 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項

ス その他関係機関の応急対策に関する事項

セ 市民の心得等人心の安定のために必要な事項

ソ その他必要な事項

(2) 要配慮者等への配慮

ア 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対する情報支援に当たっては、障がいの程度（全盲、弱視、聞

こえの状態など)に応じた提供方法(点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など)による情報支援に努める。

ウ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(3) 広報の方法

市は、市民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

ア 市防災情報伝達システムを活用するほか、被災地や避難場所等へ広報車を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行う。この場合、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施する。

イ 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等により、各種情報の周知を図る。

ウ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布する。

なお、視聴覚障がい者や外国人(日本語の理解が十分でない者)等には、福祉団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配布する。

エ 市のホームページ、メールを活用して、タイムリーに各種情報を提供する。

オ 自主防災組織(自治会)を通じ、市の広報内容を市民に周知する。特に、ひとり暮らし高齢者や障がい者等に対しては、戸別訪問等により必要な措置を行い、周知の徹底を図る。

カ 市内のアマチュア無線免許を保有する者の支援を得て、情報の収集や提供を実施する。

キ ボランティアの協力を得て、情報の収集や広報活動を実施する。

ク 個別緊急通報装置による情報の伝達

有効な伝達手段及びその特色

伝達手段	特色
市防災情報システム	市内一斉放送が可能であり、主要な広報手段
広報車	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用 (※市防災情報システムとの使い分けに注意が必要)
掲示板	各避難所や地域の拠点に設置。被災者どうしの情報交換にも有効
情報紙	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
市のホームページ	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。特に聴覚障がい者に有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能
インターネット	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

(4) 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止に必要な注意事項をとりまとめ、市防災情報伝達システム及び広報車等によって広報する。

(5) 被害発生後の広報

市は、市民生活の混乱を防止し、人心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、市防災情報伝達システム等により、被害状況や応急対策状況などについて具体的にわかりやすく広報する。また、市民への協力要請事項についても広報する。

なお、広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、各地区ごとに分担を定め、効率的な広報を行う。また、広報を行うに当たっては、電気、水道、ガス等の復旧状況など各地区の必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 安否情報の伝達手段

災害発生時に有効な東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル」、携帯電話の「災害用伝言板」について、その活用方法の広報紙への掲載、市庁舎・避難所等への掲示等により、市民に周知させるものとする。

4 災害時等における報道要請

市は、大規模災害が発生した場合に、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行い、必要な場合には知事に対して協定締結報道機関に対する報道要請を依頼する。

- (1) 警報の発令・伝達、避難の指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること

第23節 自発的支援の受入

総務部（税務班・会計班）
健康福祉部（社会福祉班）

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

1 災害時におけるボランティアの受入・活動支援

(1) ボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・広報
- イ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ウ 医療、看護
- エ 高齢者・障がい者等の介護、外国人への通訳
- オ 清掃、保健衛生活動
- カ 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- キ 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ク 災害応急対策事務の補助
- ケ その他災害応急対策に関する業務

(2) ボランティア活動の支援調整

(ア) 市は、県及び県社会福祉協議会、市社会福祉協議会と協力し、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(イ) 市及び市社会福祉協議会等の活動

市は、市地域防災計画に基づき、市社会福祉協議会等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなどの住民やボランティアへの周知を図る。

(ウ) ボランティアとの協働による県外からの避難者に対する支援体制の整備

他県から本県への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO法人、社会福祉協議会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供、避難者への情報提供、交流機会の提供などの支援を行う。

2 義援物資の受入計画

(1) 義援物資の受入

市は、あらかじめ総務部に義援物資の受付窓口を設置し、郵送又は輸送により送付される義援物資を受け入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

(2) 義援物資集積所

義援物資は、救援物資集積所である下野市B & G海洋センターに集積し、保管するが、状況によっては大松山運動公園及び市庁舎内の適当な場所に一時保管する。

施設名	所在地	電話番号
下野市B & G海洋センター	下野市小金井277-2	0285-44-5131
大松山運動公園	下野市大松山1-7-1	0285-52-1124
下野市庁舎	下野市笹原26	0285-32-8894

(3) 義援物資の管理

市は、物資集積所に職員を派遣して義援物資の管理を行うとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整及び情報発信

被災地の需要と全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

3 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、関係機関の協力を得て、義援金配分委員会を設置し、実施する。

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行う。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、市防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。